

# 農業委員会だより

# ドリームアグリ

農業委員会だよりの愛称「ドリームアグリ」は、農業への夢をイメージしながら、この紙面で語ってきたいという気持ちをこめています。これからもご愛読宜しくお願い致します。

農業委員会事務局 ☎ 62-1700 (代)

## ご存じですか？ 農業者年金

農業者年金は、国民年金に上乘せすることで、将来受け取る年金額を増やすことができる公的な年金です。

### ◆農業者年金のポイント◆

- ・農業者が広く加入できる終身年金(80歳前に亡くなった場合は一時金が支給)
- ・少子高齢時代に強い積立方式・確定拠出型の年金
- ・保険料は月々2万円~6万7千円の間で自由に決められます
- ・保険料全額が社会保険控除の対象
- ・要件を満たす方には保険料の国庫補助があります



### ◆次の要件を満たす方なら加入できます◆

- ・年間60日以上農業に従事している
- ・20歳~60歳未満の方
- ・国民年金第1号被保険者の方(国民年金保険料納付免除者を除く)

### ◆農業者年金基金のホームページから受け取る年金額の試算ができます◆



農業者年金基金  
ホームページ

<https://www.nounen.go.jp>



年金シミュレーター  
あなたの年金額を  
試算できます。

ここから簡単に  
試算できます

## 農業者年金受給者の方は、現況届の提出を忘れずをお願いします

農業者年金を受給されている方は、農業者年金の受給を継続するため、毎年、現況届の提出が必要です。

## 6月末日までに、現況届を農業委員会事務局に提出してください。

現況届の用紙は、農協者年金基金から郵送されますので、受給者ご本人が署名・記入して農業委員会事務局へ提出してください。ご本人が記入することが困難な場合は、代理人(親族など)が「代理人」の欄とともに記入して提出してください。

期限内に提出されなかった場合は、**年金の支払いの差し止めや、受給が遅れる**ことがありますので、忘れずに提出してください。

## 農業労働力確保支援アプリ利用料を支援しています

特に農繁期など人手を必要としている農業経営者と、農業に興味があり働いてみたいと考えている方を結び付ける「農業労働力確保支援アプリ」(農業マッチングアプリ)に関心が高まっています。市では新たな雇用と担い手の創出を図る目的で、マッチングアプリの利用料を支援しています。



人手が足りない

ちょっとだけ  
手伝ってほしい

農業マッチング  
アプリに登録  
してみよう!

※アプリ利用料の補助があります



相互の希望を  
マッチング

農業をやりたい  
好きな時間に働きたい  
・・・など関心がある人

人手が足りない  
忙しい時に手伝ってほしい  
・・・など

### 【支援内容】

農作業労働力確保支援アプリの利用料から消費税相当額を差引いた額(上限1万円/年)

### 【支援対象者】

- ・見附市農家台帳に登録されている方
- ・見附市内に事業所を有する農業法人

### 【申請方法】

令和7年2月末までに申請書と請求書(領収書)の写しを添えて農林創生課へ申請してください

詳しくは農林創生課へお問い合わせください

## 農業労働力確保支援マッチングアプリとは

スマートフォンを使って、農業関連の仕事を探している人と、人手を探している農業経営者を結びつける仕組みです。

農業に関心のある人は自分のスキルや希望条件を登録し、農業経営者は求人情報や募集条件を掲載して、それぞれの必要な人材をマッチングします。マッチングアプリのサービスは、いろいろな民間サービスがあります。



JAえちご中越では農家専用求人マッチングアプリ「農How」を紹介しています

## 令和7年度から農地の貸し借りの方法が変わります

令和7年4月以降は、基盤強化法(相対)による、新たな農地契約はできなくなります。  
農地法または農地バンク法(農地中間管理事業)による契約となります。

相対の契約中で契約内容を延長したい方は、現在の契約期間が残っていても、**令和6年中に更新の手続きをすることで延長できます。**

例えば 現在、『R3.2.1～R8.1.31』の期間で相対契約しているとき

- ①このままの契約期間でよい → R8.1.31 まで相対契約が続きます(手続き不要)
- ②R8以降も相対契約を続けたい → 延長したい期間までの更新手続き(再契約)が必要です

※相対契約の期間を延長したい方は、令和6年11月を目途に更新手続きをお願いします

### 農業者の皆様へ

農地の貸し借り(売買)は、令和7年4月から、**原則として農地バンク経由になります！**



※1 市町村が作成する農用地利用集積計画  
(同計画による貸借は令和7年3月までは経過措置期間として活用可能)

※2 目標地図：市町村の作成する地域計画の中で、誰が耕作するのかを示した地図。  
随時更新が可能。

これまで市町村が作成した農用地利用集積計画から  
**農地バンク**を経由した**農用地利用集積等促進計画に一本化**

※農地法に基づいて農業委員会の許可を受けて権利設定を行うことは可能です



## 令和6年度最適化活動の成果目標

### (1)農地の集積

#### ①現状及び課題

現 状	管内の農地面積	これまでの集積面積	集積率
	2,620 ha	1,731 ha	66.1 %
課 題	離農者の農地を速やかに担い手へ集積が必要である。 小区画、不整形な農地の集積を進める必要がある。		

#### ②目 標

集積面積	1,796 ha (うち新規集積面積 65 ha)		
	目標設定の考え方:農地等の利用の最適化に関する指針による。		
活動計画	農委だよりにて農地中間管理事業受け手募集の広報周知 関係機関と連携し、制度の周知徹底を図る。		

### (2)新規参入の促進

#### ①現状及び課題

現 状	3年度新規参入者	4年度新規参入者	5年度新規参入者
	1 経営体 18.40 ha	4 経営体 16.70 ha	0 経営体 0.00 ha
課 題	組織化にあたり、リーダーとなる人材が必要である。 農業が青年等の職業選択肢になり得る必要がある。		

#### ②目 標

目標面積	9.8 ha ※新規参入者への貸付等について農地所有者の同意を得たうえで公表する農地の面積		
活動計画	年間を通じて関係団体と連携を図り、就農相談から就農・経営定着まで支援 将来的な農地貸付先の聞き取り		

### (3)遊休農地の解消

#### ①現状及び課題

現 状	管内の農地面積	遊休農地面積
	2,620 ha	0.18 ha
課 題	離農者の農地を速やかに担い手へ集積が必要である。 小区画、不整形な農地の集積を進める必要がある。	

#### ②目 標

目 標	遊休農地の解消面積 0.04 ha		
	遊休農地の実態調査による早期発見と是正指導		
利用状況 調査等	調査員数(実数)		24人
	調査実施	8月～10月	農地パトロール
	管理指導	10月～12月	遊休農地解消に向けた管理指導
	農地集積	6月～10月	10年後を見据えて農用地利用について話し合い